

長野県福祉サービス第三者評価基準(障がい者・児福祉サービス版)の改正について

地域福祉課福祉監査担当

1 改正の経過

令和2年3月31日付け厚生労働省通知「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について(以下「国通知」)が発出され、障がい福祉サービス版の共通・内容評価基準が改定されたことに伴い、必要な改正を行う。

2 評価基準の体系と構成

(1) 評価基準の体系

共通評価基準 (45 項目)	内容評価基準 (19 項目)
I 福祉サービスの基本方針と組織	A-1 利用者の尊重と権利擁護
II 組織の運営管理	A-2 生活支援
III 適切な福祉サービスの実施	A-3 発達支援
	A-4 就労支援
対象：全ての障がい福祉サービス事業所等	対象：全ての障がい福祉サービス事業所等

(2) 評価基準の構成

各評価基準(項目)は、「評価対象」「評価分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「評価の着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

3 国の主な改正点

(1) 文言の置き換え

例) 権利侵害の防止等→権利擁護、外部監査等の結果→外部の専門家による監査支援等の結果、公表→公開

(2) 「評価の着眼点」において項目の削除・新設

(3) 「判断基準の考え方と評価の留意点」において項目の削除・新設

4 長野県の対応

国通知における評価基準改正のとおり長野県の評価基準(共通評価基準及び内容評価基準)を改正する。ただし、長野県では、「障害」の表記を「障がい」としているため、「障がい」に統一する。

<関係資料>

- 資料 2-2 評価基準の改正新旧対照表（共通評価基準）
- 資料 2-3 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【障がい者・児福祉サービス】共通評価項目
- 資料 2-4 評価基準の改正新旧対照表（内容評価基準）
- 資料 2-5 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【障がい者・児福祉サービス】内容評価項目